介護予防支援等重要事項説明書

１　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　話　０３－３８５０－０３００
時　間　月～土曜日　９時～１７時　日・祝・年末年始休み
担　当　管理者　狩野　貴志
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２　指定介護予防支援事業所・第一号介護予防事業所の概要

（１）当事業所の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	足立区地域包括支援センター一ツ家
所　在　地	東京都足立区一ツ家４丁目２番１５号
介護保険指定番号	（東京都　１３０２１００００９２号）
管　理　者 連　絡　先	狩野　貴志 ０３－３８５０－０３００
サービスを提供する地域	足立区地域包括支援センター一ツ家担当圏域 （足立区一ツ家・六町・平野・保塚町・南花畑 1～4 丁目）

（２）当事業所の職員体制

管理者　１名（兼務）・看護師　１名・社会福祉士　３名
主任ケアマネジャー　２名・ケアマネジャー　１名　介護福祉士　１名

（３）サービス提供時間

月曜日～土曜日　　９時～１７時　日曜日・祝日・年末年始休み

３　サービス内容に関する苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援等に関するご相談・苦情および、介護予防サービス計画等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員または苦情担当者までお申し出ください。

電　　話：０３－３８５０－０３００
受付時間：月～土曜日　９時～１７時　日・祝・年末年始休み
苦情担当者：管理者　　狩野　貴志

（２）その他

当事業所以外に、東京都や足立区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。また、以下の窓口においても、苦情・相談をお受けしており

ます。

東京都　担　当　東京都国民健康保険団体連合会
　　電　話　０３－６２３８－０１７７（苦情相談窓口専用・直通）
　　受付時間　９時～１７時（土・日・祝祭日を除く）

足立区　担当①　介護保険課 または 高齢者地域包括ケア推進課
　　電　話　０３－３８８０－５１１１（代表）
　　住　所　足立区中央本町１－１７－１　足立区役所
　　受付時間　９時～１７時（土・日・祝祭日を除く）

　　担当②　足立区基幹地域包括支援センター
　　電　話　０３－６８０７－２４６０（苦情相談窓口専用・直通）
　　住　所　足立区梅島２－１－２０　ＮＴＴ梅島ビル
　　受付時間　９時～１７時（日・祝祭日を除く）

４　当会の概要

法人種別	社会医療法人
名　称	社会医療法人社団　慈生会
代表者役職・氏名	理事長　伊藤　雅史
本部所在地	東京都足立区一ツ家４丁目３番４号
電話番号	０３－３８５０－８７３９
施設等	等潤病院 健診センター等潤 腎センター等潤 緩和ケアセンター等潤 等潤メディケア診療所 訪問看護ステーション等潤 地域包括支援センター一ツ家 居宅介護支援事業所等潤 わくわく倶楽部等潤 いきいき倶楽部等潤 訪問リハビリテーション等潤 グループホーム常楽 やすらぎホーム常楽 シルバーケア花笑み 介護老人保健施設　イルアカーサ 通所リハビリテーション　イルアカーサ 法人事務局

5　介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護予防サービス計画等サービス利用申込み

↓

当事業所に関すること、介護予防サービス計画等作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

↓

介護予防サービス計画等に関する契約を行います

足立区へ介護予防サービス計画等作成依頼届出書の提出を行っていただきます（当事業所で提出代行することもできます）

↓

当事業所の職員、または一部作成委託を受けた指定居宅介護支援事業者職員がお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します

↓

地域の介護予防サービス提供事業者や料金等をお伝えし、利用者の意向を踏まえてサービス担当者会議を開催します

↓　利用者によるサービスの選択

提供する介護予防サービスに関して、介護予防サービス計画等の原案を作成します

↓

計画に沿ってサービスが提供されるように、介護予防サービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います

↓　サービス利用に関して説明を行い、
↓　利用者やご家族の意見を伺い、同意を
↓　いただきます

介護予防サービス計画等に沿ってサービス利用票、サービス提供票の作成を行います

↓

サービス利用開始

↓

利用者やご家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、介護予防サービス提供事業者と連絡調整を行います

↓

毎月、給付管理票の作成を行い、東京都国民健康保険団体連合会に提出します

↓

利用者の状態について定期的に訪問し、再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握と介護予防の効果に関して評価を行います

↓

介護予防サービス計画等の変更を希望される場合、必要に応じて介護予防サービス計画等の変更を行います

６　人権擁護の取り組み

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じています。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

７　事業継続計画

当事業所は、業務継続計画（BCP）を策定し、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施しています。

８　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	所　在　地	東京都足立区一ツ家４丁目２番１５号
	事 業 所 名	社会医療法人社団慈生会 足立区地域包括支援センター一ツ家
	説明者氏名	

私は、契約書及び本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者	氏名	

代理人	氏名	